

津市固定資産地図情報システム構築業務及び
津市固定資産地図情報システム機器等の賃貸借
公募型プロポーザル方式実施要領

令和 8 年 8 月

津市政策財務部資産税課

津市固定資産地図情報システム構築業務及び
津市固定資産地図情報システム機器等の賃貸借
公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

現行の固定資産地図情報システムの更新に併せ、新たなシステム構築等の提案の公募を行うことで、本市の固定資産地図情報システムにより適したシステムを構築し、システム機能面の充実を図ることで、固定資産地図情報システム運用業務の安定化及び効率化を目的としており、公募型プロポーザル（企画提案）方式により事業者を決定する。

2 業務概要

(1) 件名

津市固定資産地図情報システム構築業務及び津市固定資産地図情報システム機器等の賃貸借（以下、本業務という。）

(2) 業務目的

本業務は、本市の固定資産地図情報システムの更新にあたって、より機能の充実したシステムを構築し、利用者サービスの向上及び固定資産地図情報システム運用業務の安定化及び効率化並びに費用対効果の向上を目的とする。

(3) 業務内容

固定資産地図情報システム更新事業に係る業務内容は、次のとおりとする。詳細については、本業務に係る仕様書において定めるものとする。

ア 津市固定資産地図情報システム構築業務委託

システム及びネットワークの設計及び構築、既存システムのデータ移行、システムテスト等

イ 津市固定資産地図情報システム機器等の賃貸借

システム・関連機器等の調達、システム運用保守サポート等

(4) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(5) 履行期間・スケジュール等

ア 津市固定資産地図情報システム構築業務委託

契約締結日から令和9年9月30日まで

イ 津市固定資産地図情報システム機器等の賃貸借

令和9年10月1日から令和14年9月30日（長期継続契約）

※ 機器調達期間を見込むため、契約締結は令和8年10月下旬頃を予定

(6) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

（千円）

年度	津市固定資産 地図情報システム 構築業務委託	津市固定資産 地図情報システム 機器等の賃貸借	年度額計
令和 8 年度	債務負担行為	—	
令和 9 年度	6, 000	1, 166	7, 166
令和 10 年度	—	2, 331	2, 331
令和 11 年度	—	2, 331	2, 331
令和 12 年度	—	2, 331	2, 331
令和 13 年度	—	2, 331	2, 331
令和 14 年度	—	1, 166	1, 166
計	6, 000	11, 656	17, 656

ただし、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

なお、令和 9 年度以降の金額は予算の予定額であり、確定していない。

また、本業務に係る提案見積書を提出する際は、この提案上限額を超えてはならないものとし、超えた提案については失格とする。

なお、提案上限額には、当業務に係る全ての経費を含むものとする。また、契約については、「津市固定資産地図情報システム構築業務委託」、「津市固定資産地図情報システム機器等の賃貸借」に係る契約をそれぞれ締結する。

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 7 条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。登録されていない場合にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。なお、登録されている場合であっても、以下のオ～クの書類を提出すること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあつては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあつては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

- キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
- ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であつて、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 受注者は、参加表明書提出期限日より過去5年以内に行政面積500km²以上かつ人口18万人以上の地方公共団体における固定資産地図情報システムの運用実績又は契約実績があること。
- (9) 受注者は、契約締結日までに、次の認証を取得しているものとする。
- ア 品質マネジメントシステム（ISO9001）
- イ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）
- またはプライバシーマーク（JISQ15001）

- (10) 本業務に従事する技術者の中に、空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会）の資格を有するものを配置すること。
- (11) 業務に従事する主任技術者は、固定資産地図情報システム構築及び地図情報整備業務に精通し、十分な実務経験を有するものとする。

4 企画提案書提出までの流れ

(1) 本プロポーザルに関する質問の受け付け

本プロポーザルの内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 提出期限

令和 8 年 8 月 2 6 日（水）午後 3 時まで（期限内必着）

イ 提出方法

「質問票」（様式第 1 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。（E-Mail：229-3132@city.tsu.lg.jp）

また、提出後、津市政策財務部資産税課まで受信状況について電話により確認をすること。（電話：059-229-3131）

質問者には、質問の内容について確認を行うことがある。

なお、電話・口頭等によるものや提出期限後に提出された質問については、一切受け付けない。

(2) 本プロポーザルに関する質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 8 年 8 月 2 8 日（金）午後 5 時 1 5 分までに津市ホームページに質問者名は公表せず掲載し、電話・口頭等による回答等個別には対応しない。

なお、回答に対する再質問は認めないので、質問内容を明確に記載し、提出すること。

(3) 参加申込書等の提出

参加申込事業者は、次のとおり必要書類を津市政策財務部資産税課に提出し、参加資格審査を受けること。

なお、(キ)から(コ)については、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 7 条に規定する津市競争入札参加資格名簿に登録されている場合は省略できる。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式第 2 号）

(イ) 宣誓書（様式第 3 号）

(ウ) 会社概要等整理表（様式第 4 - 1 号）

(エ) 業務受託実績等届出書（様式第 4 - 2 号）

(オ) 国税の未納の税額がないことの証明書

(カ) 都道府県税及び市町村税の完納証明書

(キ) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※法人のみ

(ク) 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）※商号登記をしている個人のみ

(ケ) 身分証明書及び登記されていない証明書 ※商号登記をしていない個人のみ

(コ) 印鑑（登録）証明書

イ 提出期限

令和 8 年 8 月 3 1 日（月）午後 4 時まで（期限内必着）

ウ 提出方法

下記の提出先に持参又は郵送すること。ただし、持参の場合は、提出期限までの土曜日・日曜日・祝日を除く、平日の午後 4 時までとする。

なお、郵送により提出する場合は、電話により到着確認を行うこと。

エ 提出先

11 提出先・問い合わせ先のとおり

郵送の場合は、提出期限までに、津市総務部総務課文書・公開担当に到着したものを受け付けるものとする。

オ 参加申込事業者への参加資格審査結果通知

事務局による参加資格審査後、令和 8 年 9 月 4 日（金）に、各参加申込事業者に対して、参加資格審査結果の通知を電子メールにて行った後、書面を発送する。

なお、電話・口頭等による審査結果に関する問い合わせには回答しない。

カ 参加を辞退する場合

参加申込を行った後に辞退する場合は、令和 8 年 9 月 3 0 日（水）午後 4 時までに「参加辞退届」（様式第 5 号）を津市政策財務部資産税課へ電子メールにより提出すること。（E-Mail：229-3132@city.tsu.lg.jp）

また、提出後、事務局まで受信状況について電話確認をすること。（電話：059-229-3131）

(4) 企画提案書等の提出

参加資格審査により、参加資格を有すると認められた参加事業者は、次のとおり事務局に固定資産地図情報システム更新事業に係る企画提案書（以下「企画提案書」という。）等を提出すること。

企画提案書については、要領別紙 1 「企画提案書作成要領」を基に作成すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書提出届（様式第 6 号）原本 1 部

(イ) 企画提案書 正本 1 部・副本 6 部

(ウ) 提出書類一式を P D F 形式で格納した C D - R 1 枚

(エ) 企画提案書記載項目（様式第 7 号）正本 1 部・副本 6 部

(オ) 業務実施体制調書（様式第 8 号）1 部

(カ) 提案見積書（様式第 9 - 1 号）及び提案見積額計算書（様式第 9 - 2 号）原本各 1 部

(※) システム機能要件表（様式第10号）原本1部

※ 提案見積書及び提案見積額計算書は割印の上、封緘し、提出のこと。

見積書の記載等について

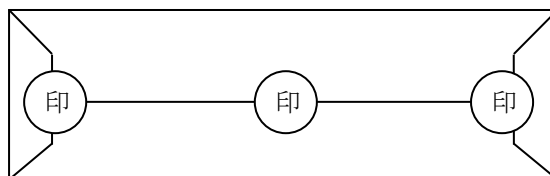
- (1) 提案見積書及び提案見積額計算書は、封筒に入れ、日付・見積者の所在地・商号（名称）・代表者氏名・押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）、見積金額等を鮮明に表示すること。
- (2) 見積金額はアラビア数字を用い、文字は楷書で記載すること。
- (3) 見積金額等は正確に記載し、鉛筆その他容易に書き替えが可能な筆記具等を使用しないこと。
- (4) 見積書を封入する封筒表面には、下記のとおり件名等を明確に記載し、裏面には届出印又は見積書提出者の印で原則3か所（※）に封印すること。（下記封印例参照）

（表面）

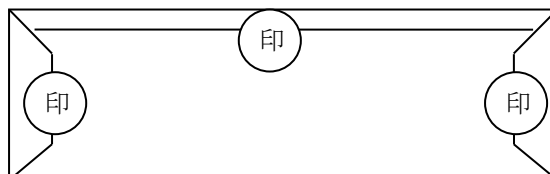
見積書在中	
（あて先）	津市長
件 名	○○○○○
商号(名称)	○○○○○

（裏面）貼合わせ部分（原則3か所）に封印をすること

【センター貼り（縦貼り）封筒の封印例】



【L貼り（スミ貼り）封筒の封印例】



イ 提出期限

令和8年9月18日（金）正午まで（期限内必着）

ウ 提出方法

下記の提出先に持参又は郵送すること。ただし、持参の場合は、提出期限までの土曜日・日曜日・祝日を除く、平日の午後4時までとする。ただし9月18日（金）は、正午までとする。

なお、郵送により提出する場合は、電話等により到着確認を行うこと。

エ 提出先

11 提出先・問い合わせ先のとおり

郵送の場合は、提出期限までに、津市総務部総務課文書・公開担当に到着したものを受け付けるものとする。

5 提案書記載項目（以下の項目に従って作成すること。）

提案書に記載する項目は次のとおりである。これらの項目に漏れがある場合は評価に影響があるため、注意すること。

企画提案書 記載項目

1 本業務に対する取組み 及び全体構成等	(1) 本業務に対する基本的な考え方
	(2) 固定資産地図情報システム運用実績
	(3) 配置予定技術者の実績
	(4) 業務工程スケジュール
2 システム及び各機能の 概要	(1) 固定資産地図情報システムの概要
	(2) 現地調査支援について
	(3) 画地計測について
	(4) 情報共有について
	(5) 将来性について
3 システム導入	(1) データ移行
	(2) 動作検証
4 セキュリティ対策	(1) セキュリティ対策に関する考え方
5 システムの安定提供	(1) 障害対応
	(2) 障害対策
6 運用サポート	(1) 運用支援体制
7 独自性・創意工夫	(1) 本業務に係る独自の提案

※ 提案要求事項の詳細については、「津市固定資産地図情報システム構築業務委託 仕様書」及び「津市固定資産地図情報システム機器等の賃貸借 仕様書」を参照のこと。

6 企画提案に係る審査等

(1) 提案審査及び評価方法

本業務に係るプロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションにより、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

提案審査は、企画提案書記載項目（様式第7号）の評価基準に基づいて行う。

企画提案審査点（200点）及び機能要件審査点（30点）、価格点（20点）による評価を行う。価格点については、履行期間全体の合計額で評価する。（ただし、業務名称別の提案上限額は超えないこと。）

ア 機能要件審査点はシステム機能要件表（様式第10号）に記載された内容に基づき、「A」3点、「B」2点、「C」1点で総得点を算出後、次の計算式で算定を行う。

$$\text{機能要件審査点} = (\text{総得点} / \text{満点}) \times 30$$

イ 価格点は提出された「提案見積書」の見積金額によって算出する。最安価の提案事業者に満点の価格評価点を与え、その他の提案事業者には次の計算式で価格評価点を算出する。

$$\text{価格評価点} = (\text{最安価の見積価格} / \text{当該見積価格}) \times 20$$

(2) 提案審査（プレゼンテーション）の実施について

参加資格審査通過者については、企画提案内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。プレゼンテーションは、1参加事業者当たり説明30分以内、質疑応答は10分程度とする。

ア 実施日時（予定）

令和8年10月1日（木）午後1時から午後5時まで

イ プレゼンテーション会場（予定）

別途通知する。

ウ 留意事項

(ア) プレゼンテーションの参加人数は、5名までとする。なお、リモートによる参加は不可とする。

(イ) プレゼンテーションにおいて必要となる機材のうちプロジェクタ及びHDMIケーブル、スクリーン、レーザーポインターは、事務局で準備するが、その他必要とする機材については、提案者が準備すること。

(ウ) 実機によるデモンストレーションの実施も可とするが、その際の実機は提案者が準備すること。

(エ) 最優先候補者は、企画提案審査点200点、機能要件審査点30点、価格点20点を合わせた点で最高得点を獲得したものを選定する。ただし、企画提案審査点が配点の50%（100点）に満たない提案者は選考対象から除外する。

また、企画提案審査点、機能要件審査点及び価格点の合計点が同点の場合は、審査員全員で無記名投票を行い、最も多く票を得票したものを最優先候補者とする。得票についても同票であった場合は、審査委員長が最優先候補者を選定する。

なお、企画提案が1者のみの場合であっても、提案審査を実施する。

(3) 提案審査結果通知

令和8年10月5日（月）以降速やかに、各参加事業者へ電子メールで通知した後、書面を発送する。

なお、電話・口頭等による審査結果に関する問い合わせには回答しない。

7 受注者の決定

審査委員会において、決定された最優先候補者は、本市と業務仕様の内容について協議の上見積書を徴取した後、契約の締結を行う。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、その者の最優先候補者としての決定を取り消し、最優先候補者に次いで高い評価点を得た参加事業者と順次契約に向けての協議を行う。

また、契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

8 プロポーザル実施スケジュール

事項	日程
公告	令和8年8月12日（水）
質問票の提出期限	令和8年8月26日（水）※午後3時まで
質問票の回答	令和8年8月28日（金） ※午後5時15分までに津市ホームページへ掲載
参加申込書提出期限	令和8年8月31日（月）※午後4時まで
参加資格審査結果通知	令和8年9月4日（金）
企画提案書提出期限	令和8年9月18日（金）※正午まで
提案審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年10月1日（木） 午後1時～午後5時（予定）
提案審査結果通知	令和8年10月5日（月）以降速やかに

9 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注1）
	提案見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
評価票（合計点）		○（注3）	○
評価票（各審査項目点）		×（注4）	
委員名簿		○（注5）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注1） 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を

侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

(注2) 「一部開示」とは、提案見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

(注3) 契約締結前であっても、候補者決定後は、評価票（合計点）を開示することができる。

(注4) 評価票（各審査項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

(注5) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

10 その他

(1) 企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーションの参加等の提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(2) 企画提案は、1者1案とする。

(3) 企画提案に関する提出の変更、差し替えまたは、再提出は認めない。

(4) 本業務について、企画提案書の提出を辞退した場合においても、不利益な取り扱いを行わないこととする。

(5) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合は、事前に本市に届け出ること。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す書類等を添付すること。

(6) 参加事業者が次に挙げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができることとする。

ア 本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合。

イ 実施要領「3 参加資格要件」の(1)から(10)の要件を満たさない場合。

なお、「3 参加資格要件(9)」については、契約締結日までに要件を満たさない場合は審査結果にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とする。

ウ 提出書類の記入漏れ等の不備があった場合。

エ システム機能要件表（様式第10号）の必須となっている機能の対応欄にC（対応不可）がある場合。

(7) 受注者は、本業務の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務については、あらかじめ書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(8) 本プロポーザルの仕様書をもとに契約時の仕様書を作成するが、本市の判断で企画提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に参加事業者が実現できる範囲の提案を行うこと。

(9) 仕様書及び企画提案書に記載されている全ての作業に対し、津市に別途費用を請求することはできない。

- (10) 最優先候補者に決定された場合、その決定の日以降に行われる本市とのあらゆる協議について協議録を作成し、作成後ただちに提出すること。
- 11 提出先・問い合わせ先
- 〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号
- 津市 政策財務部 資産税課
- 電話番号：059-229-3131
- F A X：059-229-3331
- E - M a i l：229-3132@city.tsu.lg.jp